

佐賀市社会福祉協議会

校区交流事業要項

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、校区（地区）社会福祉協議会等（以下「校区社協等」という。）が行う、多世代を対象とした住民同士の交流やお互いさまの関係づくりの場を提供する事業、及び校区における見守り活動の気づきとなることを目的とした訪問活動事業に対する助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 校区社協等 市内の校区（地区）社会福祉協議会、校区住民を対象とし校区を基盤としたボランティア団体及び地区民生委員児童委員協議会をいう。
- (2) 世代間交流 校区社協等が自主的に行う校区内の住民同士が交流する場をいう。
- (3) 訪問交流 校区社協等が自主的に行う校区内の気になる世帯に対する訪問による交流をいう。

(助成対象団体及び交流対象者)

第3条 助成対象団体とは、校区社協等をいう。

- 2 助成対象団体は、校区に居住する子どもから高齢者までの多世代の住民を参加対象として世代間交流の場を提供する。また、このような交流の場に出ることが難しい住民を対象に訪問交流を行う。

(事業実施期間及び実施計画書)

第4条 事業実施期間は、当該年度4月1日から翌年2月末日までとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする校区社協は、実施計画書（様式第1号）を前年度12月末日までに市社協会長に提出しなければならない。
- 3 実施計画書の提出にあたっては、校区内の助成対象団体間で協議し、校区社協が市社協会長に提出する。

(助成額及び助成の対象経費)

第5条 市社協会長は、校区の助成上限（別表1）の範囲内で助成する。校区助成上限額は、毎年度別途提示する。

- 2 市社協及び行政機関等が行うその他の助成事業等との併用は認めない。
- 3 助成対象経費は、消耗品（飲食品）等の物品費、交流対象者に関わる交通費、空調費、講師謝金、その他交流に関する経費とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、交流対象者と協力者の合計数が20人以下の場合は助成をしない。但し、協力員の数は交流対象者の数を超えないものとする。

(実施報告及び交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする校区社協等は、事業実施後すみやかに実施報告書兼助成金交付申請書（様式第2-1号）を市社協会長に提出しなければならない。提出期限は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の実施報告書兼助成金交付申請書（様式第2-1号）には、次に掲げる書類を添えて市社協会長に提出しなければならない。

- (1) 交流対象者・協力者内訳表・経費内訳（様式第2 - 2号）
- (2) 実施内容が具体的に分かる資料（案内文、次第、プログラム、写真など）
- (3) 預貯金通帳の写し（指定口座番号及び口座名義が分かる表紙及び表紙裏）

3 校区助成上限額に達した時点で、当該校区の当年度の助成は終了とする。

（助成金の交付決定及び交付）

第7条 市社協会長は、前条の実施報告書兼助成金交付申請書（様式第2 - 1号）が提出されたときは第1期から第4期ごとに取りまとめ、当該申請の審査を行い、適当と認められるときは、助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

（関係書類の整備）

第8条 助成金の交付を受けた校区社協等は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 市社協会長は、第5条第3項の助成対象経費以外に使用した場合は、助成金の交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要項に定めるもののほか、助成金交付に関する必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、令和6年12月1日から施行し、令和7年度以降に実施する校区交流事業について適用する。

（令和7年度における特例）

- 2 令和7年度に実施する校区交流事業に限り、第3条の規定にかかわらず、交流対象者は、多世代の住民を参加対象者とするを要件としない。
- 3 令和7年度に実施する校区交流事業に限り、第4条第2項の規定中「前年度12月末日」とあるのは「前年度2月末日」とする。

別表 1（第 5 条関係）

種類	助成金の計算方法
校区助成上限額	校区の助成上限額は、次の①～③順の計算方式で算出した全額とする。 ①校区の世帯数を算出する。 ※校区の世帯数は、毎年度 6 月に自治会協議会から提供がある世帯数を基準とする。 ②校区世帯比率を算出する。 ③校区交流事業予算額に対し、均等割 2：世帯比率割 8 で校区助成金上限額を算出する。

別表 2（第 6 条関係）

	事業実施時期	提出期限	助成振込予定
第 1 期	4 月・5 月・6 月	6 月末日	7 月 2 0 日
第 2 期	7 月・8 月・9 月	9 月末日	1 0 月 2 0 日
第 3 期	1 0 月・1 1 月・1 2 月	1 2 月末日の最終開所日	1 月 2 0 日
第 4 期	1 月・2 月	2 月末日	3 月 2 0 日

※事業実施時期については、当該年度 4 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間とする。

校区社協名	
代表者	印
連絡先 ()	-

校区交流事業要項第4条の規定により、対象事業を実施するため下記のとおり計画書を提出いたします。

記

※該当する箇所に☑を付けてください。

校区における事業実施目的（該当する目的に☑を入れてください。複数回答可）						
☐ 住民同士関係づくりの場 ☐ 地域ニーズ把握・発掘のため ☐ 日常的な見守り・気づきの場 ☐ 校区デビューの場 ☐ その他（ ）						
No.	実施予定日	実施団体	実施内容	参加・訪問 対象者	参加・訪問 予定人数	助成金 充当予定額
1	月 日	☐ 校区社協 ☐ 民児協 ☐ ボランティア	☐ 世代間交流 ☐ 訪問交流	☐ 乳幼児 ☐ 小・中・高・大学生 ☐ 一般 ☐ 高齢者	人	円
2	月 日	☐ 校区社協 ☐ 民児協 ☐ ボランティア	☐ 世代間交流 ☐ 訪問交流	☐ 乳幼児 ☐ 小・中・高・大学生 ☐ 一般 ☐ 高齢者	人	円
3	月 日	☐ 校区社協 ☐ 民児協 ☐ ボランティア	☐ 世代間交流 ☐ 訪問交流	☐ 乳幼児 ☐ 小・中・高・大学生 ☐ 一般 ☐ 高齢者	人	円
4	月 日	☐ 校区社協 ☐ 民児協 ☐ ボランティア	☐ 世代間交流 ☐ 訪問交流	☐ 乳幼児 ☐ 小・中・高・大学生 ☐ 一般 ☐ 高齢者	人	円
5	月 日	☐ 校区社協 ☐ 民児協 ☐ ボランティア	☐ 世代間交流 ☐ 訪問交流	☐ 乳幼児 ☐ 小・中・高・大学生 ☐ 一般 ☐ 高齢者	人	円
助成金合計						円

☐ 提出締切：前年度12月末の最終開所日（土日祝除く）

☐ 計画書提出の際、事前に話し合いを行い実施予定日ごとの助成金充当予定額を記入する。

注意事項：校区毎の助成金額上限が決まっているので、一実施団体に助成金全額を交付できるとは限りません。必ず校区全体で話し合いの上、事業を実施し報告書を提出してください。

令和 年 月 日

佐賀市社会福祉協議会会長 様

実施団体名
代表者
連絡先 () -

令和 年度 校区交流事業実施報告書兼助成金交付申請書

校区交流事業要項第6条の規定により、対象事業を実施したので下記のとおり関係書類を添えて報告し、あわせて助成金の交付申請をいたします。

記

実施日時	令和 年 月 日 () : ~ :			
実施報告	交流対象者	人	総経費	円
	協力者	人	助成金交付申請額	円
	合 計	人		
具体的な実施内容（案内文・次第・プログラム・写真等は添付）				
事業の振り返り				
【その他】参加者の声や今後に向けた改善点等をご記入ください。				

振込口座

金融機関名		本・支店名	
預金種類	普通・当座・その他	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

添付資料 ☐様式第2 - 2号 ☐預金通帳の写し（口座番号等確認できるもの：表紙表裏）
☐実施内容が具体的に分かる資料（案内文、次第、プログラム、写真等）

校区交流事業交流対象者・実施協力者内訳表

内 訳	交流対象者数	協力者数
乳幼児	人	人
小・中・高・大学生	人	人
一般	人	人
高齢者	人	人
合 計	人	人

校区交流事業経費内訳表

経費内訳	金 額
消耗品費（食費以外）	円
食費	円
参加対象者に関わる交通費	円
会場空調費	円
講師謝礼	円
その他（ ）	円
合 計	円

佐市社協地支第 号
令和 年 月 日

実施団体
代表 様

社会福祉法人
佐賀市社会福祉協議会
会長名

令和 年度 校区交流事業助成金交付決定通知書
【 第（ ）期（ ）月～（ ）月分 】

日頃よりボランティア活動の推進についてご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和 年 月 日に実施された事業助成金の交付について、校区交流事業要項第7条の
規定により、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

1. 交付決定金額 金 円
2. 振込予定日 令和 年 月 日（ ）

連絡先 佐賀市社会福祉協議会
地域支援課（担当：）
佐賀市兵庫北三丁目8番36号
TEL：36-9616 / FAX：32-6665



— 校区交流事業には、赤い羽根共同募金配分金が使われています —